

大阪市民のみなさんへ

重大な児童虐待ゼロへ

市政

大阪市を廃止し特別区を設置すること についての住民投票が行われます

必ず投票
しましょう!

**投票期日等は、大阪市選挙管理委員会の
ホームページ等でご確認ください**

大阪市選挙管理委員会 検索



大阪市選挙マスコット「センキョン」

大阪市では、特別区の区割りや名称など、大都市制度(特別区設置)協議会でとりまとめた特別区設置協定書が、大阪市の会と大阪府議会で承認されたことを受け、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、大阪市を廃止し特別区を設置することについての住民投票が行われることとなりました。

賛否の決定

今回の住民投票は、法律の規定に基づいて行うもので、投票者数や投票率に関わらず成立します。

**賛成が有効投票※の
半数を超える**

大阪市は廃止され、
4つの特別区が設置されます。

**反対が有効投票※の
半数以上**

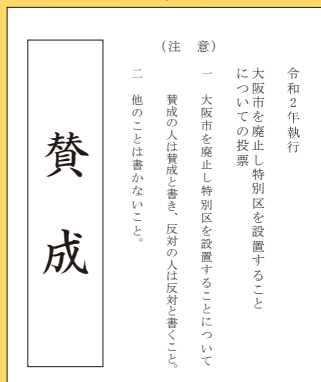
特別区は設置されず、
大阪市が存続します。

※有効投票:賛成票と反対票の合計

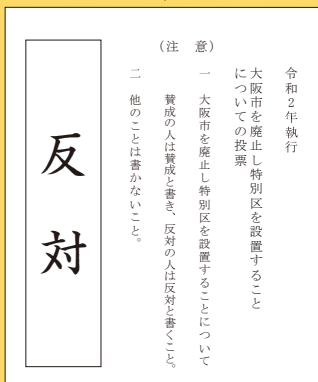
投票の方法

- 大阪市を廃止し特別区を設置することについて**賛成**の場合は「賛成」と記入してください。
- 大阪市を廃止し特別区を設置することについて**反対**の場合は「反対」と記入してください。

大阪市を廃止し特別区を設置すること
について**賛成**の場合



大阪市を廃止し特別区を設置すること
について**反対**の場合



安心して投票所へ(点字投票・代理投票・手話通訳)

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。また、ご自身で用紙への記入が困難な場合は、代理投票ができます。各投票所でお気軽にお申し出ください。投票の際に手話通訳が必要な方は、事前にお住まいの区の選挙管理委員会(区役所内)へ、住所・氏名・ファックス番号(電話番号)を書いて、送付またはファックスなどでお申し込みください。

協定書の閲覧について

特別区設置協定書は次の場所で閲覧できます。点字版も利用できます。

期間 投票期日まで

場所 行政委員会事務局選挙課事務室(大阪市役所4階)および、各区選挙管理委員会(各区役所内)

※投票日前日までは期日前投票所、投票日当日は各投票所でも閲覧できます。

投票公報の配布について

住民投票に関する大阪市の議員の意見を掲載した公報を各世帯に配布します。また、投票所でもご覧いただけます。点字版・音訳版も送付できます。希望される方は、下記問い合わせ先に電話またはファックスでお申し込みください。

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします

各投票所では、消毒液の設置や記載台の定期的な消毒など、感染予防に努めています。皆さんもご協力をお願いします。

この面には市内全区共通の情報を掲載しています。各区の期日前投票所等の情報や問い合わせについては、区情報掲載面の住民投票記事をご覧ください。

問い合わせ▶行政委員会事務局選挙課 ☎6208-8511 FAX 6204-0900

市政

特別区設置協定書についてお知らせします

特別区設置協定書の内容を、下記の広報紙などでわかりやすくご説明しています。

※特別区設置協定書は、特別区の設置の日や区の名称及び区域、特別区と大阪府の事務の分担など、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。

1 説明パンフレット



特別区設置協定書の内容を説明した冊子

2 タブloid版 広報紙



特別区設置協定書の概要を記載した広報紙

市内の全てのご家庭に、上記の2つを順次お届けします。
(①は9月下旬、②は10月上旬にお届けします。)
10月11日(日)までに届かない場合や点字版を希望される方は、
問い合わせ先に電話またはファックスでお申し込みください。

特別区設置協定書についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ▶副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX 6202-9355

※以下の放送、放映については9月9日現在のものです、変更する場合があります。

◆ケーブルテレビの無料番組放送

『特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)について』

J:COM(ジェイコム)・Baycom(ベイコム)(地上デジタル放送11チャンネル)で、10月11日(日)まで1日2種類放送しています。

J:COM(ジェイコム):12:30~13:00、22:00~22:30
Baycom(ベイコム):14:00~14:30、21:30~22:00

◆住民説明会の録画放映

特別区設置協定書の内容をご説明した住民説明会の模様をYouTubeで録画放映しています。質疑応答などもご覧いただけます。詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。



大阪市 特別区制度

検索